

埼玉県酒類販売事業者等協力支援金（10月分） の申請を検討されている事業者の皆様

本協力支援金（10月分）の申請を検討されている事業者の皆様のうち
国の月次支援金の受給が要件となっている方におかれましては、月次
支援金の「審査」及び「給付決定（給付通知書）」の状況に応じて以
下のうち、当てはまるケースの御対応をお願いいたします。

ケース①

【国の月次支援金の「給付決定（給付通知書）」を受領している】

⇒申請期限（2月15日）までに本協力支援金の申請を完了させて
ください。

ケース②

【国の月次支援金の「給付決定（給付通知書）」を受領していないが、
振込みが完了している】

⇒申請期限（2月15日）までに本協力支援金の申請を完了させて
ください。申請にあたっては、以下(1)及び(2)の書類を提出して
ください。

- (1) 国の月次支援金申請マイページ上における給付が完了したことが確認でき
る画面（申請番号、申請対象月、メールアドレス、電話番号、ステータス
「振込手続き完了」又は「振込手続き中」が分かる部分）のコピー又は写真
- (2) 月次支援金の入金が確認できる通帳（通帳を開いた1・2ページ目及び月次
支援金の振込が確認できるページ）のコピー又は写真

ケース③

【国の月次支援金の審査が完了していない】

⇒埼玉県酒類販売事業者等協力支援金 事務局までお問い合わせくだ
さい。

電話：048-658-7701 （午前9時～午後6時（土日祝日を含む））